


整理番号 112


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広報・広聴活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	〇年 1月27日
支出額	57,800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 68,000 × 0.85)
使 途	事務所家賃
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡 重夫  印

第4回更新 店舗賃貸借契約書

所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の 表 示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	壹ヶ月	[REDACTED]
	68,000円也	

貸主 [REDACTED] を甲として、借主 無所属県民会議白岡支部 岡 重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃貸料を以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2019年9月1日より2022年8月31日 迄向う3ヵ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。
1. 乙が前2ヶ条（第5条・第6条）の各規定に違反した場合。
 2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
 3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。

第9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還すること。

第10条 (特約条項)

- 家賃振込先： [REDACTED]
- 公共事業等により、万一立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
- 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
- ガスは乙側の業者とする。
- 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
- 更新時には、新家賃の1/2ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各巻通宛を所持する。

2019年7月17日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所

白岡市小久喜 1203-1

氏名

無所属市民会議白岡支店

岡重夫 [REDACTED]

印

連帯保証人 住所

氏名

[Signature]

印

仲介人 住所

〒310-0217 埼玉県白岡市小久喜1195-1

有限会社 田口住宅

氏名

代表取締役 吉岡由隆

TEL0480-92-7788 FAX0480-93-1355 [REDACTED]

取引主任者 登録番号

[REDACTED]

整理番号 219-1


政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年 1月28日、2月26日、3月26日
支出額	2月 ¥3,248 (選挙期間中の寄附) 3月 ¥5,220 (50,000 + 5,000 + 220) 報料 4月 ¥5,220 139,135 円
	(按分した場合の積算方法 $163,688 \times 85\% = 139,135$)
使 途	事務所賃貸(2021年2月分~4月分)
支 出 先	オルテ地所開発株式会社

上記のとおり支出しました。

支出者名 金野桃子 

覚書

貸主 [redacted] (以下「甲」という) と借主 金野桃子 (以下「乙」という) は、
下記物件に付き、下記条項を合意したので覚書とする。

甲と乙は本覚書を2通作成し、それぞれ署名・捺印し各自保管するものとする。

記

1. 甲と乙は、下記物件の月額賃料を2019年10月分(2019年9月末日までに支払い分)より50,000円(別途消費税)に変更することを承諾する。
2. 甲と乙は、本覚書に記載なき事項は、原契約に定めるところによることを確認する。

【物件概要】 所在地 埼玉県戸田市本町1-21-8
 名称 パークハイツ熊本
 号室 1階(事務所)

以上

2019年9月30日

貸主 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

借主 住所 戸田市本町1-21-8-1A

氏名 金野桃子

整理番号 208

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	[調査研究・政策立案活動費]
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	[広聴・広報活動費]
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	[経常的経費]
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年 2月 28日	支出額	14,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	馬車場代(事務所用)		
領収書等貼付欄			

領 収 証

無所属県民会議 久喜支部
埼玉県議員 石川 忠義 様 No.

金額

4 / 1 6 0 0 0

但

R3. 2月分 馬車場代(2台)

R3年 1 月 28 日 上記正に領収いたしました

内 訳
現金
小切手 /
手 形 /
消費税額 (%)



収入印紙

〒 [Redacted]
[Redacted]
TEL [Redacted]

$16,000 \times 0.9 = 14,400$

政務活動に使用する割合は 9/102 あり

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書【更新】

貸主： _____ (以下「甲」という) と
 借主： _____ 石川 忠義 _____ (以下「乙」という) 及び
 連帯保証人： _____ (以下「丙」という) は、
 下記の物件 (以下「本物件」という) について下記の内容及び契約諸条項を取り決めて、
 建物賃貸借契約 (以下「本契約」という) を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	コバヤシビルB棟			2 階	201	号室
	所在地	(住居表示) 〒 346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目4-30					
		(登記簿)			家屋番号		
	種類	貸店舗・事務所(一部)		構造・階数	鉄骨造 2 階建		
	面積	39.68 m ²		間取	0		
	物件の所有者	住所	〒 _____				
		氏名	_____				
	物件の管理者	住所	〒 346-0016 埼玉県久喜市久喜東2丁目4-1				
氏名		株式会社フジハウジング					
電話		0480-26-4568					

使用目的		事業					
借主	フリガナ	イシカワ タダヨシ			電話番号	_____	
	氏名	石川 忠義			携帯電話	_____	
	生年月日	1969年12月5日			性別	男性	
	勤務先名	埼玉県議会					
連帯保証人	フリガナ	_____			電話番号	_____	
	氏名	_____			携帯電話	_____	
	性別	_____	生年月日	_____	続柄	_____	
	勤務先名	_____					
月額	家賃	72,000	円	消費税込	敷金	2 ヶ月分	144,000 円
	共益費	0	円		礼金		円
	駐車料	0	円		保証金		円
		0	円		駐車敷金		円
		0	円		駐車礼金		円
		0	円		駐車保証金		円
	月額合計	72,000	円	消費税込	敷引		円
更新料	新家賃の 1 ヶ月分			更新事務手数料	新家賃の 0.5 ヶ月分+消費税		
火災保険	日新火災海上保険株式会社			_____ 円	_____ 円		
保証金の償却	建物明渡時	円 _____					
	契約更新時毎	円 _____					
(補填は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)							
契約期間	始期	2018年5月21日			から	3 年 0 ヶ月	
	終期	2021年5月20日			迄の		
解約予告	解約の効力は、乙が解約の申し入れをした日から						2 ヶ月の経過をもって発生する
家賃、管理・共益費等、及び駐車料等の支払方法並びに支払期限	金融機関	_____		銀行	支店	_____ 支店	
	口座	_____		口座番号	_____		
	名義人	_____					
	持参先	_____					
	支払期限	翌月分を毎月 末 日までに 振込					

整理番号	169
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	令和3年1月28日	支出額	85,318 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃料 (令和3年) 月分)		

領収書等貼付欄

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

支払先 (株)谷澤総合コンサルタント

口座名義 八子朋弘

94,798 × 0.9 = 85,318

政務活動に使用する割合が 90 %であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	192
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	2021年1月28日	支出額	100,800 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	2月分賃料
-----	-------

領収書等貼付欄

- ③2月分事務所賃料
- ⑤並木まさとし県政事務所

※ 領収書は重
 ※ 領収書を貼
 (別紙には

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38007	03-01-28	16:11
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥112,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		生体認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人
 サイタマリナ
 コウノス
 普通 1441166
 1)アオキハイツ様
 登録番号 0002

ご依頼人
 ナミキ マサトシ様

電話番号 [REDACTED]
 取扱番号 280002

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

112,000 × 0.9 = 100,800
 政務活動に使用する割合が9/10であるため

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主



(以下「甲」という)と借主 並木 正年

(以下「乙」という)と連帯保証人



(以下「丙」という)とは、事業用建物賃貸借契約(以下

「本契約」という)に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	青木ハイツ店舗			階	B
	所 在 地	(登記簿) 鴻巣市本町三丁目2355番地8				
		(住居表示) 鴻巣市本町三丁目2番19号				
	種 類	店舗	家屋番号	2355番8		
	構 造	鉄骨造 / 地下0階付 2 階建				
	面 積	専有	49.68 m ² (約 15.02坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)	
		バルコニー	m ² (約 坪)			
物件の所有者	(住所)	[Redacted]				
	(氏名)	[Redacted]				
(2) 賃 貸 借 条 件	使用目的	店舗 事務所				
	賃 料	月額 108,000 円(うち消費税 8,000 円)	敷 金 (更新時積み増し金)	(賃料の 1 ヶ月分) (金額) 100,000 円		
	管 理 費	月額 0 円(うち消費税 0 円)		(金額) 円		
	共 益 費	月額 0 円(うち消費税 0 円)		(金額) 円		
	駐 車 料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼 金			
	付 属 施 設 料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権 利 金			
	水 道 料	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	更 新 料	新賃料の 0.5 ヶ月分		
	保 險 料	総額 17,000 円(うち消費税 円)		新賃料の 0.5 ヶ月分 (別途消費税)		
	保 証 金	0 円 預かり済み (3.3㎡当たり)	更 新 手 数 料	新賃料の 0.5 ヶ月分 (別途消費税)		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		保 証 料	円	
	保証金の償却	・建物明渡し時に %	・契約更新時毎に %			
		(総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他	(総額) 円 (うち消費税) (円)		(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)	
	契約期間	平成31年05月18日 から 平成33年05月17日迄の 2年 0 ヶ月 0 日間				
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 月の経過をもって発生する。				
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)				
	振込先	[Redacted]			振込金額合計 (振込料は乙の負担とする)	
	口座名義人	[Redacted]			110,000 円	
	(税金改定まで)					
翌月分を毎月 末 日迄に貸主指定口座へ振込。(賃料前払い)						

整理番号 11-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年1月29日	支出額	65,952 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所賃借料 R3. 2月分		

領収書等貼付欄 無所属県民会議東松山支部

③ 事務所賃借料 R3. 2月分

82,000円+440円=82,440円
(振込料)

82,440×80%=65,952円

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため80%の按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
40451	03-01-29	12:33	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥82,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			認証
万円	千円	円	

お振込明細またはご案内
お受取人
ミツビシユー・エフ・イー
ヒカシマツヤマ
普通 1048133
カ)イセト・ヤチソク 様
登録番号 0004
マツサカ ヨシヒロ様
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400479

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

事業用建物賃貸借契約書(更新用)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という)と借主 松坂 啓浩 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人の債務について連帯保証契約を締結した。
(以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙

名	鳥海店舗 北		1 階
所在地	(登記簿) 東松山市箭弓町3丁目3-13		
種類	店舗	家屋番号	
構造	木造		階建
前面積	専有面積 (約) 12.00坪	その他使用可能な面積 (約)	㎡ (坪)
物件の所有者	(住所) [REDACTED]	(氏名) [REDACTED]	
使用目的	店舗		
賃料	月額 80,000 円(うち消費税 0 円)	敷金 (賃料の 3 ヶ月分)	240,000 円
管理費	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	更新時積み増し金	円
共益費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼金	円
駐車場料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権利金	円
付風施設料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更新料	1 ヶ月分
雑費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更新手数料	11,000 円
保険料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	預かり済み	1,000 円
保証金	0 円	本物件の明渡し後	円
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し時に返還する。契約更新時毎に返還する。(敷金部分は、借主が解約した日から3ヶ月の経過をもって発生する。)		
保証金の償却	(うち消費税) () 円 (うち消費税) () 円		
契約期間	2024年09月01日 から 2025年09月30日	この3年0ヶ月0日	
借主の解約権	借主は、借主が解約した日から3ヶ月の経過をもって発生する。		
貸料・管理費・共益費・駐車場料及び、雑費・付風施設料の支払方法並びに支払期限	振込先 株式会社 振込先 [REDACTED] 口座名義人 [REDACTED] 振込元 株式会社 振込先 [REDACTED] (振込料は乙の負担とする) 82,000 円		

頭書(3)	No.	No.
その他の	No.	No.
郵便番号		
郵便局名		
郵便番号		
郵便局名		
郵便番号		
郵便局名		

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。
令和 5 年 8 月 30 日

住所	〒 355-0028 埼玉県東松山市箭弓町1丁目13番15号	借主・甲
電話番号	0493-21-1000	借主・乙
氏名	イセト一株式会社 代表取締役 中村ソタ子	
乙の連帯保証人・丙	[REDACTED] 〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (郵便種)	

緊急時の連絡先	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	媒介業者
免許番号	埼玉県知事(1)第23789号	貸主
主たる事務所	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15	代表者
商号	イセト一株式会社	代表者
代表者	中村ソタ子	代表者
登記番号	[REDACTED]	登記番号
氏名	イセト一株式会社	氏名
所在地	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15	所在地
電話	0493-21-1000	電話

整理番号 12-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	3年1月29日	支出額	8,800 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場料 R3. 2月分		

領収書等貼付欄 無所属県民会議東松山支部

駐車場料 R3. 2月分 (事務所来客者用)

11,000円 × 80% = 8,800円

政務活動に使用する割合が80%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
40451	03-01-29	12:33	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認 証	
(1万円)	(6千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電 信

お受取人
 サイトマリソナ
 ヒカウマツヤマ
 普通 4502906
 カ) サソアイトウクサン様
 登録番号 0003
 マツサカ ヨツヒロ様

ご依頼人
 電話番号 [REDACTED] 印紙税申告納
 取扱番号 290037 付につき浦和
 *印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 → 税務署承認済

12-2

駐車場使用契約書 (第3回更新)

貸主 [] (以下「甲」という)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した、

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地 東松山市箭弓町1丁目5251-1	指定場所 No. []
名称	箭弓町第一駐車場	

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号

頭書(3) 契約期間

契約期間 令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2ヶ年間

目的物件の引渡し時期 令和 年 月 日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000 円 (別途消費税相当額 1,000 円)
敷金	金 10,800 円

支払期限: 毎月末日までに 当月分・翌月分 を支払う

支払方法

1. 口座振替	金融機関: []
2. 振込み	口座番号: []
	口座名義人: []
	TEL: []

※振込による手数料は借主の負担とする

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 []
	住所 []

管理業者	商号又は名称 株式会社三愛不動産
所在地	東松山市箭弓町一丁目11番4号 TEL 0493-22-8118
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 []
	住所 []

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名 []
	住所 []
	極度額 円

頭書(7) 更新に関する事項
更新時、乙は事務手数料として新賃料の1/2 (消費税別) を仲介業者へ支払うものとする、

頭書(8) 特約事項
振込及び自動振替の手数料は乙の負担とする、

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する、

令和 2 年 9 月 3 日
《代理人》

甲・貸主	氏名 [] 住所 [] TEL []	株式会社三愛不動産 東松山市箭弓町一丁目11番4号
乙・借主 (法人の場合)	代表者名 [] 住所 [] TEL []	⑩
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松取喜浩 住所 東松山市大字正代1179 TEL 0493-34-3704	
丙 連帯保証人	氏名 [] 住所 [] TEL []	
宅地建物 取引業者	極度額 円	
	商号(名称) 株式会社三愛不動産 代表者 代表取締役 水谷幸太郎	
	事務所所在地・TEL 東松山市箭弓町一丁目11番4号 0493-22-8118	
	免許証番号 崎玉県知事 (6) 第 17553 号	
宅地建物 取引士	氏名 [] 登録番号 [] 業務に従事する事務所名 株式会社三愛不動産 事務所所在地 東松山市箭弓町一丁目11番4号 TEL 0493-22-8118	

※印は実印

整理番号 13-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年1月29日	支出額	12,800 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R3. 2月分		

領収書等貼付欄 無所属県民会議東松山支部

駐車場料 R3. 2月分 (事務所員用)

8,000円×2台分=16,000円

16,000円×80%=12,800円

政務活動に使用する割合が80%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
40451	03-01-29	12:34	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥16,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認	証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0007

マツザカ ヨシヒロ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 290002

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済


*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

整理番号 241-1


政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年2月4日 他
支出額	27,184 円 16,500+490×2か月分=33,980円 (按分した場合の積算方法 33,980×80%=27,184)
使途	2021/2~3/分駐車料金
支出先	ビューテラス戸田公園 

上記のとおり支出しました。

支出者名 金野桃子 

ご利用代金明細書

金野 桃子 様

いつもエポスカードをご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用いただきましたカードのご利用明細を下記の通りご案内申し上げます。

明細作成日	2021年01月10日	明細書ページ数	01ページ目
-------	-------------	---------	--------

MARUI GROUP

株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4-3-2
登録番号 関東財務局長(6)第01386号
お問い合わせはエポスカスタマーセンターまで (受付時間9:30~18:00)
東京 03-3383-0101 大阪 06-6630-0101

■今回のご請求額

お支払日	2021年02月04日
お支払金額合計	16,990円

<口座引落しの方へ>金融機関が休業の場合は、お引落し日は翌営業日になります。

・口座へのご入金、お支払日の前日(金融機関営業日)までにお願います。

カード種別	エポスカードVISA
請求額	
お支払日	
お支払金額	
お支払口座	コン/モモコ 様

※上記「お支払口座」はエポスカードの登録内容を表示しております。
※金融機関の手続きの都合等により、上記口座からお引落しできない場合があります。

ご利用明細

★ショッピングの1回・2回・ボーナス一括払い、キャッシングの1回ご利用分を「リボ払い」に変更いただけます。【リボ変更有効日：01月26日】
※リボ変更によりリボ・分割・ボーナス払いのご利用残高がご利用可能枠を超える場合は変更いただけませんのでご注意ください。

ご利用日	ご利用内容	ご利用金額		今回のお支払総額	
		ご利用日	ご利用回数	ご利用金額	お支払金額
	<その他ご利用分・手数料等>				
21.01.10	2月分家賃等	16,500	1回	1	16,500
21.01.10	2月分保証料	490	1回	1	490

今回のお支払合計金額(円)	16,990円
---------------	---------

・ショッピングのリボ払いの「返済金」、分割払いの「分割支払金」は、本書面では「お支払金額」と記載しています。
・ショッピングのリボ払いの「現金販売(提供)価格」、分割払いの「支払総額」は、本書面では「ご利用金額」と記載しています。
・ショッピング分割払いの場合、総額金額に分割払い手数料を含みます。
【ご利用日】ご利用締め日(お支払日の前月同日)までに封鎖した売上および現在お支払い中のご契約のご利用日です。
【今回回数】何回目のお支払かを表示します。
【摘要】ボーナス払いのお支払予定日やリボ払いの元利内訳、海外利用の場合の現地通貨額/換算レートなどを表示します。(上段:現地通貨ご利用額、下段:換算レート)
※金額欄により、現地通貨額・換算レートを表示できない場合もございます。
【リボ・分割】◎=リボ変更済みです。●=増額引落し申請を承りました。▲=分割変更済みです。
【備考】◇=優待割引適用分です。□=VISA加盟店利用の取扱いによる金額変更分です。◆=いつでもリボで承りましたがリボ・分割・ボーナス払いのご利用可能枠を超えたため、1回払いのご利用になります。△=コンビニ・郵便局(後払い)でご利用後、エポスカードでのお取扱いに変更させていただきました(リボ変更対象外)
■=マルチチャージカードご利用分です。
1回払いのご利用等を除き、商品販売、受領の未提供などを理由に支払いを停止できる場合があります。

ご利用代金明細書

金野 桃子 様

MARUI GROUP

株式会社エポスカード 〒154-8701 東京都中野区中野4-3-2
 登録番号 関東財務局長(6)第01386号
 お問い合わせはエポスカスタマーセンターまで (受付時間9:30~18:00)
 東京 03-3383-0101 大阪 06-6630-0101

口座へのご入金は、お支払日の前日(金融機関営業日)までにお願います。

いつもエポスカードをご利用いただき、ありがとうございます。
 ご利用いただきましたカードのご利用明細を下記の通りご連絡申し上げます。

明細作成日	2021年02月10日	明細書ページ数	01ページ目
-------	-------------	---------	--------

■今回のご請求額

お支払日	2021年03月04日
お支払金額合計	16,990円

<口座引落しの方へ>金融機関が休業の場合は、お引落し日は翌営業日になります。

カード番号	エポスカードVISA
会員氏名	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]
口座名義	コンノ モモコ 様

※上記「お支払口座」はエポスカードの登録内容を表示しております。
 ※金融機関の手続きの都合等により、上記口座からお引落しできない場合があります。

ご利用明細

★ショッピングの1回・2回・ボーナス一括払い、キャッシングの1回ご利用分を「リボ払い」に変更いただけます。【リボ変更締切日：02月26日】
 ※リボ変更によりリボ・分割・ボーナス払いのご利用残高がご利用可能枠を超える場合は変更いただけませんのでご注意ください。

ご利用日	ご利用種別	ご利用金額	ご利用回数	ご利用回数	ご利用金額
＜その他ご利用分・手数料等＞					
21.02.10	3月分家賃等	16,500	1回	1	16,500
21.02.10	3月分保証料	490	1回	1	490

今回のお支払合計金額(円)	16,990円
---------------	---------

- ・ショッピングのリボ払いの「弁済金」、分割払いの「分割支払金」は、本書面では「お支払金額」と記載しています。
- ・ショッピングのリボ払いの「現金販売(提供)価格」、分割払いの「支払総額」は、本書面では「ご利用金額」と記載しています。
- ・ショッピング分割払いの場合、記載金額に分割払い手数料を含みます。
- 【ご利用日】ご利用締めの日(お支払日の前月同日)までに到着した売上表および現在お支払い中のご契約のご利用日です。
- 【今回回数】今回のお支払を表示します。
- 【概要】ボーナス払いのお支払予定月やリボ払いの元利内訳、海外利用の場合の現地通貨種/換算レートなどを表示します。(上段:現地通貨ご利用額、下段:換算レート)
 ※為替相場により、現地通貨種・換算レートを表示できない場合もございます。
- 【リボ・分割】◎=リボ変更済みです。●=増額引落し申請を承りました。▲=分割変更済みです。
- 【備考】◇=優待割引適用分です。□=VISA加盟店利用の取消による金額変更分です。◆=いつでもリボで承りましたがリボ・分割・ボーナス払いのご利用可能枠を超えたため、1回払いのご利用になります。△=コンビニ・郵便局(控払い)でご利用後、エポスカードでのお取扱いに変更させていただきました分です(リボ変更対象外)
 マ=バーチャルカードご利用分です。

1回払いのご利用等を除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いを停止できる場合があります。

241-4

ROOMID(ルームアイディ) 立替払委託契約書および保証委託契約書
(ROOM IDパーキング / ROOM IDレンタルBOX)

4枚目：賃借人控

契約日 2020年 4月 1日

借主は、別紙記載の「立替払委託契約における個人情報の取り扱いに関する同意条項」に同意のうえ、別紙記載の「契約規定」を承認し、本契約を締結します。

使用契約内容	物件所在地	〒335-0022 埼玉県戸田市上戸田2-46-10		
	物件名	ビューテラス戸田公園	駐車場レンタルBOXの番号等	■
	月額使用料	16,500 円 (税込)	使用契約期	自 2020年 4月 1日 至 2022年 3月 31日
	賃料等の無料又は、減額	なし	対象期間	自 年 月 日 至 年 月 日

貸主	現住所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-1 三谷ビル5階		
	氏名	代理 住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原秀幸 様	電話番号 代表 048 - 468 - 5981 直通 - -	

賃借人(契約者)は、別紙「立替払委託契約および保証委託契約に関する重要事項説明書」記載の内容についてあらかじめ説明を受け、同意書を受領いたしました。

借主	現住所	■		
	氏名	金野 桃子 様	自宅電話	■

緊急連絡先	現住所	■		
	ご関係	■	電話番号	■

当社よりご連絡をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※保証料の算出方法 : 月額使用料×料率(%) 10円未満は切捨て

商品名	基本保証料				月次保証料	
	料率	基本保証料	最低保証料	料率	月次保証料	最低保証料
ROOMID P (パーキング)	50%	8,250 円	3,000 円	3%	490 円	100 円

承認番号 ■

使用開始日 2020年 4月 1日 エポスカード収納開始月 2020年 6月分より

家賃債務保証業者：株式会社 エポスカード 東京都中野区中野4-3-2 03-3393-0101 国土交通大臣(1)第15号 登録年月日 平成28年12月21日

丙 株式会社 エポスカード
東京都中野区中野4-3-2

取扱店
会社名 住友林業レジデンシャル
支店名 埼玉支店
電話番号 048 - 648 - 5981 FAX番号 048 - 648 - 5985
担当者名 ■

整理番号 54

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	3年2月9日	支出額	1,320 × 0.85 1,122 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	マツ代金 (事務所)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議

DUSKIN 納品・領収書 No. 171666

無所属県民会議 白岡支部様

ダスキン愛の店フランチャイズ店
ダスキン 武
 〒349-0217 白岡市小久喜
 TEL 0480-92-0285 FAX 0480-92-0646

次回お届け予定日 3月9日 発行日 3年2月9日

商 品 名	納品数	単 価	金 額	回収数	今回残
マツ G	1		1,320		

4-3828 印 紙 5万円以上 貼 付

お買上げ額 内消費税額 領収額 1,320 円

上記正に領収致しました。

担当 者

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	S	216	
------	---	-----	--

鈴木正人事務所No. 242

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する項目の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 7: <u>事務所費</u> 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和 3 年 2 月 9 日	支出額	13,860 円
			按分率 15,400 円 × 90%
使 途	7 ※項目番号	事務所浄化槽清掃	

領収書等貼付欄

③ 事務所浄化槽清掃代 ⑤ 鈴木正人

13	03-02-09 送金	*15,400	ATM オオムラヨウシ
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※ 按分した場合は、積算方法も余白に記入すること。

S-216-2

No 201217

請 求 書

令和 年 月 日

鈴木正人事務所 様



大村商事株式会社
代表取締役 大村 拓和
本社 埼玉県志木市下宗園2-18-20
TEL 048-472-0328 FAX 048-487-1888
朝霞支社 埼玉県朝霞市上内間木713-8
TEL 048-456-0022 FAX 048-456-0020

毎度ありがとうございます。
下記のとおり御請求申し上げます。

お振込口座
武蔵野銀行 志木支店 当座預金 NO. 2000597
三井住友銀行 新座志木支店 当座預金 NO.4154731
埼玉りそな銀行 志木支店 普通預金 NO. 0619492

御 請 求 額 ￥ 15,400 (消費税込)

NO	名 称	数 量	単 価	金 額
1	浄化槽清掃料金(全ぼっ気)	0.75 m ³		14,000
2	消費税			1,400
3				
4				
5				
備考	令和2年12月17日実施		合 計	15,400

整理番号

S-217-1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>令和 3 年 2 月 9 日</p>
<p>支出額</p>	<p>67,500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 75,000円×90%)</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所賃借代(3 月分)</p>
<p>支 出 先</p>	<p>(株)コスモ</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

鈴木正人



S-217-2

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コ ス モ（以下「甲」という。）と借主 鈴木 正 人（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / ()階建/全()戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
面 積	49.55㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年 1月 15日 から 令和6年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	15,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.	■	■		
	本 数	■本	■本		本
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	■			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

S-217-3

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ
所在地	新座市新座3-4-41 TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。 明け渡し時は中には何も無い状態で引き渡すものとする。 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>
--

S-217-4

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048 (480) 3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社コスモ	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	事務所所在地 TEL	

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する項目の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日 令和 3 年 2 月 9 日	支出額 4,950 円	按分率 5,500 円 × 90%
使 途 7 産業廃棄物処理代(1月分) <small>※項目番号</small>		

領収書等貼付欄

③ 産業廃棄物処理代 ⑤ 鈴木正人 (1月分)

13				
14	03-02-09	送金	*5,500	ATM 木村ラブリ
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等で入金のごときは、摘要欄にお戻しができる予定日を表示ください。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本選帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※ 按分した場合は、積算方法も余白に記入すること。

S-218-2

請求書

No. 1

お得意様コード: [REDACTED]

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

2021年 1月 31日

鈴木正人事務所 様

大村 信 株式会社
朝霞支社 埼玉県朝霞市上川町本7-1-5
TEL 048-456-0922 FAX 048-456-0921
本 社 埼玉県志木市中宗岡2-1-8-2
TEL 048-472-0328 FAX 048-487-1881
※ご請求に関するお問い合わせは朝霞支社まで

平素より、当社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。
下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	¥5,500	消費税	¥5,500
------	--------	-----	--------

[鈴木正人事務所]

鹿糞物処理代1月分	1式	4,000	4,000	外	400
③段ボール収集運搬	1式	1,000	1,000	外	100

お振込先 (取引銀行)	武蔵野銀行	志木支店	当座預金	No.2000597
	三井住友銀行	新座志木支店	当座預金	No.4154731
	埼玉りそな銀行	志木支店	普通預金	No.619492

備考

このたび、弊社システムの変更に伴い、様式変更を行うことになりました。
※御入金額等をご確認されたい場合は、当社までご連絡下さるようお願い致します。

整理番号

8-221-1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 3 年 2 月 9 日
支出額	9,900 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 11,000円×90%)
使 途	契約駐車場代(3 月分)
支 出 先	(株)恵久土地

上記のとおり支出しました。

支出者名

鈴木正人



駐 車 場 契 約 書

特約条項

所在地 富士県市水谷東2-3248-1

名称 富久前 駐車場

番号

賃料 1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)

敷金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和2年5月16日より令和3年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

振込先



上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

2020年5月15日

貸主(甲) 住 所 埼玉県富士見市水谷東3-33-14

氏 名 恵久土地

代表取締役 市川 功久

電 話



借主(乙) 住 所 埼玉県志木市中索岡1-1-2

氏 名 鈴木 正人

電 話 048-476-7525

住 所

氏 名

電 話

取引主任者 氏 名

登録番号

整理番号 10

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日 R3年2月15日	支出額 90,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載	

使 途	政務活動事務所 賃料 2月分
-----	----------------

領収書等貼付欄

政務活動費 9割負担

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
030215	0121266	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
6264		***
時刻	税込手数料	お取引金額
10.33	¥440*	¥100,000*
お取引できない場合	残高	***
***	***	***
ご案内	お振り先は	***
	カムラ ユリコ様	

政務活動事務所
賃料 2月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と 岡村 ゆり子 以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	Weアオキビル 2階		
	所 在 地	(住居表示) 川口市青木2-9-26		
		(登記簿) 川口市青木二丁目146番地6、146番地5		
	構 造	鉄骨造/陸屋根/3階建の2階部分		
	種 類	事務所倉庫	新築年月	平成20年1月
面 積	63.74㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和1年 11月 1日 から 令和4年 10月 31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年 11月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 100,000円	敷 金	200,000円	家 財 保 険 料	借主で加入
礼 金	100,000円	仲介 手 数 料	110,000円(税込)		
その他の条件	振込手数料は借主負担です				
貸与する鍵	鍵No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末日まで				
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号

41

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和3年2月24日	支出額	149,495 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃・3月分 (事務所150000、駐車場10000、共益費3000、 消費税増税分3000+105(振込料)×90%=149495)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議 深谷・美里・寄居支部

事務所家賃
(株)横田ハウジング
武蔵野銀行 深谷支店 フ0216946

2021/02/24	振込手数料	105 円
2021/02/24	NET 振込・振替	166,000 円

口座名義人: 江原久美子

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

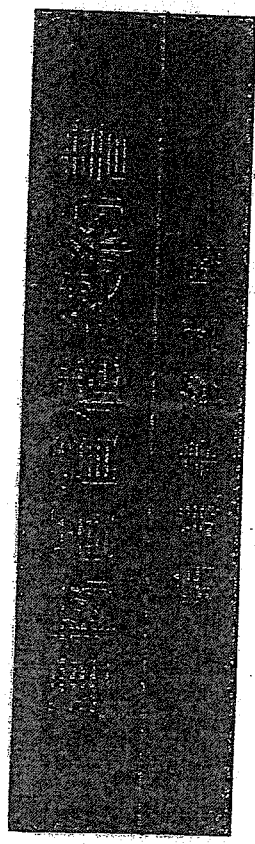
(1)所在地	埼玉県深谷市西島5丁目8番17号		
(2)物件	(名称) Y's Precious I	1階	101号室
(3)種類	(4)使用目的(業種) 店舗		
(5)構造	共同住宅(マンション)	築年月	平成28年 4月
	鉄骨造陸屋根3階建	敷地面積	341.4㎡
(6)面積	契約面積	50.45㎡	駐車場No.
	専用使用面積	50.45㎡	
	共有面積	㎡	
	駐車場面積	㎡	
	その他使用可能な面積 (別紙図面添付)	㎡	
(7)契約期間	平成28年 4月16日より平成31年 4月15日までの 3年 *ただし、第2条により更新することができる。		
(8)賃料等 (消費税込)	賃貸料(月額)	150,000円	
	共益費(月額)	3,000円	
	駐車料(月額)	5,000円	敷金 (3ヶ月分) 450,000円
	駐車料 2台目(月額)	5,000円	礼金 (3ヶ月分) 450,000円
	合計(月額)	163,000円	
(9)支払期日	上記の賃料等は、下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等はこの負担とする。		
(10)支払方法	振込		
(11)振込先	銀行名	支店名	預金 口座番号 受取名義人
(12)受取人住所	埼玉県深谷市上柴町西4-6-8 電話 048-575-0333		

(13) [緊急連絡先]

氏名	住所	借主との関係

[特記事項]

更新料：新賃料1ヶ月



平成28年 4月16日

物件名 Y's Precious I 101号室

フリガナ エイワキコ

江原 久美子 様

(株)横田ハウジング
埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

TEL 048-575-0333
FAX 048-575-0330

この契約の締結を証するため本契約書 式通を() 当事者記名押印の上、
甲乙各巻通を保有する

平成 28 年 4 月 16 日

甲 (貸主) 住所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏名 株式会社横田ハウジング

乙 (借主) 現住所

フリガナ エハラ フミコ

氏名 江原ス美子

勤務先社名 埼玉県議会

自宅TEL
会社TEL

勤務先所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

連帯保証人 住所

氏名

勤務先社名

自宅TEL
会社TEL

勤務先所在地

連帯保証人 住所

氏名

勤務先社名

自宅TEL
会社TEL

勤務先所在地

媒介業者 埼玉県知事 (5) 第016662号

埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

横田ハウジング

取引士登録番号

取引士氏名

取引士登録番号

取引士氏名

店舗事務所用建物賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主 (以下「甲」という。) 及び借主 (以下「乙」という。) は、頭書(1)から(6)に記載する賃貸借の目的物 (以下「本物件」という。) について、以下の条項により賃貸借契約 (以下「本契約」という。) を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(7)に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対し第17条に定める通知を行わないときは、同一条件でさらに3年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を頭書(4)の目的 (業種) にのみ使用する。

(賃料)

第4条 乙は、頭書(8)及び(9)の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

2 1ヶ月に満たない期間の家賃は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- (1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合。
- (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合。
- (3) 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不当となった場合。

(公租公課)

第5条 本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

(消費税)

第6条 乙は、法令の定めるところに従い、賃料、管理・共益費等について消費税を支払わなければならない。

尚、契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に消費税が適用され、以後の賃料、管理・共益費等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことをあらかじめ承認する。

(駐車場)

第7条 乙は、駐車場を使用する場合、頭書(8)記載の料金を支払い、甲又は管理人の指定する位置に、甲の承諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。

2 駐車場内における盗難又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。(諸費用の負担)

第8条 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

- (1) 電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物塵芥処理の費用。
- (2) 町内会費等。

(敷金)

第9条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(8)に記載する敷金を甲に無利息にて預け入れるものとする。

賃貸借契約書(更新)

平成31年4月15日

物件名称 Y's Precious I 101 号室
所在地 埼玉県深谷市西島5丁目8番17号
賃貸人 (甲) 株式会社横田ハウジング
賃借人 (乙) 江原 久美子
連帯保証人 (丙)
敷金 450,000 円 更新料 更新料:新賃料1ヶ月
新契約期間 平成31年4月16日から 令和4年4月15日迄
新家賃 150,000 円 共益費 3,000 円
駐車場 5,000 円 駐車場2台目 5,000 円
賃料支払日 毎月末日までに翌月分を下記口座に振り込みにて支払うこと
期間内解約 乙は甲に対して書面にて、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成28年4月18日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

特約事項

賃貸人(甲) 住所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏名 株式会社横田ハウジング

賃借人(乙) 住所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏名 江原久美子

連帯保証人(丙) 住所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 実印

※賃料振込先※

2019年9月吉日

物件名 Y's Precious I 101 契約者 江原 久美子 様

消費税率の変更に伴うお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月より施行される、消費税率の変更に伴うお知らせです。

・消費税率について10月から家賃の消費税率が10%になります。

(現家賃) 8%時の家賃

163,000円 (税込)

(変更後家賃) 10%時の家賃

166,000円 (税込)

・消費税率の変更時期

2019年11月分家賃(10月末にお支払い頂く家賃)から

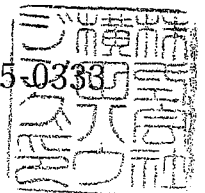
適用となります。

自動引き落としの手続きをされてる方は、金額の変更手続きもお願いいたしま

す。

ご不明点等ございましたら当社までご連絡をお願いいたします。

(株) 横田ハウジング 048-575-0333



整理番号	68
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年2月25日	支出額	8,800 × 0.25 2,200 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	浄化槽管理費(事務所)
-----	-------------

領収書等貼付欄	無所属県民会議
---------	---------

領収証

No.

無所属県民会議 白岡支部 様

3年2月25日

金額	¥ 8,800
----	---------

内 容	但 浄化槽管理費 17
消費税等	上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

HISAGO #778

※ 領収証は記帳に貼付しないこと。
 ※ 領収証を貼付するスペースが足りない場合は、別紙を貼付すること。
 (別紙には整理番号(総務)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	269
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費 【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費 9：資料購入・作成費 10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	3年 2月 25日	支出額	4,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (3月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (3月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

5,000 × 0.9 = 4,500 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	██████	██████	*****
取扱店	お取引日	時刻	
56503	03-02-25	11:34	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円)			

お振込明細またはご案内

お受取人 ██████████

ご依頼人 サイタマケンキ カイムソゾ クケソミンカイ様

電話番号 048-554-1377

取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

(契約
第1条
物件」
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条

てはな
2 乙は
3 乙は
一 駐
二 駐

(乙の
第6条

宅地建物 取引業者	商号(名称)	代表者
	事務所所在地・TEL	
	免許証番号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	

(契約
第7条

場合に
2 前項
において
3 乙は
4 本條
損害が

※印は実印

整理番号	270
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	3年 2月 25日	支出額	9,000円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (3月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

③駐車場代 (3月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

10,000 × 0.9 = 9,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017	[REDACTED]	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻	
56503	03-02-25	11:33	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳			J C 認証
(1万円) (5千円) (1千円)			(印) (認) (証)
円 円 円			円

お受取人	[REDACTED]	電信
ご依頼人	3711カキヌマタカリ様	
	電話番号 048-554-1377	印紙税申告納 付につき浦和 支店承認済
	取扱番号 250001	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場使用契約書

賃主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]
賃主 署名 [REDACTED]

借主 署名 柿沼貴志

整理番号	271
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費 【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費 9：資料購入・作成費 10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	3年 2月 25日	支出額	27,000円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	家賃 (3月分)		

領収書等貼付欄

③家賃 (3月分)
 ⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部
 $30,000 \times 0.9 = 27,000$ (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	████████	████████	*****
取扱店	お取引日	時刻	
56503	03-02-25	11:32	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥30,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (証 認 証)			
(1万円) (5千円) (1千円) (証 認 証)			
万 円 千 円 百 円			

お振込明細またはご案内

お受取人 ████████████████████ 電信

お依頼人 サイタマケツキ・カイトヨリ・クケソミンカイ様

電話番号 048-554-1377 印紙税申告納
取扱番号 250001 付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗		区画番号(東 7)	
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号			
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1			
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・ <u>亜鉛メッキ鋼板葺</u> ・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2)階建/全(2)戸			
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳	
	面 積	約117㎡(登記面積	㎡)		
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和1年6月24日 から 令和3年6月23日まで (2 年間)
目的物件の引渡し時期 令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No. 本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	
	(自 宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携 帯)TEL	

整理番号 231

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
----------------------------------	---

支出年月日	3年2月5日	支出額	14,400 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	馬車場代(事務所用)		
領収書等貼付欄			

領収証

無所属県民会議久喜支部
埼玉県議会議員 石川忠義 様 No. _____

金額									
		7	1	6	0	0	0		

但 R3. 3A 馬車場代 2台分
R3年 2月 25日 上記正に領収いたしました

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額 (%)	

収入印紙

〒 [REDACTED]
[REDACTED]
TEL [REDACTED]

16,000 × 0.9 = 14,400

政務活動費に使用可能な割合は 9/10 にあて

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	146
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年 2月25日	支出額	¥88,660 × 0.8 70,928 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所費・事務所賃借料 3月分 (¥88,000+¥660送料)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議

リテール口座「くらしの通帳」 店番 普通預金口座番号

埼玉りそな銀行 [REDACTED] [REDACTED] 様

普通預金 (兼総合口座) 西尾 啓明 青

普通預金 (兼お借入明細) 7

年 月 日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(「-」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)(円)
03-02-25	送金	*88,660	[REDACTED]	

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(自動送金サービス・口座振替)

自動送金サービス・
口座振替のご利用銀
行名に○をつけてく
ださい。

- 〃 りそな銀行
- 〃 埼玉りそな銀行
- 〃 近畿大阪銀行

現在 契約 内容	ご送金人	引落口座	支店 普通 預金 口座番号				
		預金者名	醍醐 清				
		ご依頼人名	タ"仁" 幸三				
	お受取人	入金口座					
		受取人名					
	送金期間等	送金日	25 日	休日処理	前営業日	送金期間	01-06 ~ 06-05
		送金方法	電信				
	送金額	通常月	70,000 円		円	円	
		増減月	月	円	円	円	円

上記自動送金サービス・口座振替を、次によりお取り扱ってください。

平成 / 年 8 月 9 日

お名前 醍醐 清
①048 299 5680

いずれかに○をおつけください

変更 〇 〇 9 分から変更します

解約 年 月 分送金後、解約します

※最終の送金年月をご記入下さい。
【例】20年1月送金分から中止する場合は、19年12月とご記入下さい。

変更項目
のみ記入して
ください

変更する項目に○をつけ、変更項目のみご記入ください

1	ご依頼人名 (カナ記入)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>										
2	入金口座	科目	1.普通 2.当座	4.貯蓄 9.()	銀行 預金	支店	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
3	送金日	毎月	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日	休日 処理	<input type="checkbox"/>	1.前営業日に送金 2.翌営業日に送金						
4	送 金 増 減 額 ※	通常月	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ¥88000 円									
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 円									
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 円									
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 円									
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 円									

※通常月・増減月いずれか一方の変更であっても、両方ご記入ください。

以上

貸室賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) と借主 醍醐 清 (以下「乙」という) とは、次の条項に基づき貸室賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、甲の所有する埼玉県朝霞市本町二丁目1番1号 野口ビル101号室66㎡(約20坪)を乙の事務所として、次条以下に定める条件により乙に賃貸し、乙はこれを借り受ける。

第2条 この賃貸借契約の期間は、令和元年10月1日から令和4年4月30日までの3年7ヶ月間とする。(消費税改正時期にあわせ、これまで据え置いてきた家賃を見直し改正するもの)

第3条 本物件の賃料は、88,000円也(消費税を含む)と定め、毎月末に翌月分を支払うものとする。

第4条 契約期間中といえども甲の都合より本物件の明け渡しを求めたときは、乙は速やかにこれに応じるものとする。

第5条 乙は、自らの費用と負担にて設置したものについては、明け渡しの際自費をもって原形に復するものとする。

第6条 乙が甲の承認を得ないで次の行為をした場合、甲は本契約を解除することができる。契約が解除となった場合、乙は意義なく明け渡すこととする。

1. 本物件を第1条に定める目的以外に使用した場合。
2. 本物件を他に転貸し、もしくは第三者に占有させた場合。
3. 危険・不潔・騒音等管理上有害又は近隣の迷惑となる行為をした場合。

以上前三項に違背したときは、甲は乙に何らの通知・催告を要さないで本契約を解除できる。

第7条 本契約に定めない事項及び双方に疑義が生じた場合、甲・乙誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

本日、契約の証として契約書2通を作成し、各1通を所持する。

令和元年9月1日

貸主(甲)

住所

野口ビル

氏名

朝霞市本町2-1-1

借主(乙)

住所

朝霞市田島2-15-91

氏名

醍醐 清

ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円*
土曜・日曜・祝日	終日		

- 三井住友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行のカード・通帳をご利用のお客さま

ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、お振替え、残高照会、通帳記帳、カードによるお振込み(※3)・税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
硬 現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込	お取り扱い	平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱い
カード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能です。
通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資ご返済等の口座振替に充当されません。
・当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

手数料のご案内(消費税等込み)

振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて	
個人のお振込み ※1	マイゲート (インターネットバンキング)	無料		220円	
	コミュニケーション ダイヤル (テレフォンバンク)	無料		220円	
	自動 音声 オペレーター			440円	
ATM	カード(※1)	個人	無料	110円	440円
		法人・個人 事業主(※4)	110円	220円	440円
	現金	すべての お客さま	330円	330円	660円
窓口(※2)			550円	880円	
自動送金サービス		220円	330円	660円	
法人・個人事業者向け ビジネスダイレクト EB・MT/FD		無料	330円	660円	
振込・送金組戻手数料		880円(※3)			

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店舗番号が異なる支店と出張所の間のお振込みは、本支店あてとしてお取扱いいたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお取扱いいたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお取扱いいたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。
上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金組戻手数料とは別に振込みに応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業主のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 埼玉りそな銀行
RESONA

2019年10月1日現在

整理番号	147
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年 2月25日	支出額	¥33,220 × 0.8 26,576 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所費 ・ 駐車場賃借料 3月分 (¥33,000+¥220送料)		

領収書等貼付欄	無所属県民会議
---------	---------

店番 普通預金口座番号
 リテール口座「くらしの通帳」 埼玉りそな銀行 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX
普通預金 (兼総合口座) XXXXXXXXXX 西尾 麗明 様

普通預金 (兼お借入明細) 7

年 月 日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(「-」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)</small> (円)
03-02-25	送金	*33,220	カシマカイバツ パンモト	

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

更新契約書

貸貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2020年2月1日 から 2022年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也	更新料	乙は更新時に新賃料の <u>2</u> ヶ月分 (税別) を甲に支払う。
内消費税	金 1,500 円也	更新手数料	乙は更新時に新賃料の 1 ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払う。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産㈱とする。
敷金	金 円也	を既に預託済みである。	
保証金	金 円也	を既に預託済みである。	

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2019年 12月 5日

貸貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	埼玉県朝霞市田島2-15-91		
	氏名	醍醐 清		
	自宅TEL	048-456-0226	携帯TEL	
	勤務先	醍醐 清事務所		
	勤務先住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビルF		
勤務先TEL				
緊急時連絡先	住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビルF		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐 清事務所		
	勤務先住所	同上		
勤務先TEL	048-299-5680			

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号
 宅地建物取引士 [REDACTED]
 登録番号 [REDACTED]

更新契約書

賃貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2020年2月1日 から 2022年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也	更新料	乙は更新時に新賃料の 1 ヶ月分 (税別) を甲に支払う。
内消費税	金 1,500 円也	更新手数料	乙は更新時に新賃料の 1 ヶ月分 (税別) を甲の委任した業者に支払う。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産㈱とする。
敷金	金 円也	を既に預託済みである。	
保証金	金 円也	を既に預託済みである。	

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	乗客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2019年12月5日

賃貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	埼玉県朝霞市田島2-15-91		
	氏名	醍醐 清 印		
	自宅TEL	048-456-0226	携帯TEL	
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビルF		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 野口ビルF		
	氏名	醍醐清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号
 宅地建物取引士 [REDACTED]
 登録番号 [REDACTED]

ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円*
土曜・日曜・祝日	終日		

- 三井住友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行(11)のカード・通帳をご利用のお客さま

ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、お振替え、残高照会、通帳記帳、カードによるお振込み(※3)・税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込		平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱い
カード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能です。
- 通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資ご返済等の口座振替に充当されません。
当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

手数料のご案内(消費税等込み)

振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて
個人のお客さま向け	マイゲート (インターネットバンキング)	無料		220円
	コミュニケーション ダイヤル (テレホンバンキング)	自動 音声 オペレーター	無料	220円
				440円
ATM	カード(※1)	個人	無料	110円
		法人・個人 事業者(※4)	110円	220円
	現金	すべてのお客さま	330円	660円
窓口(※2)			550円	880円
自動送金サービス		220円	330円	660円
法人・個人事業者向け ビジネスダイレクト EB・MT/FD		無料	330円	660円
振込・送金組戻手数料		880円(※3)		

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店舗番号が異なる支店と出張所間のお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお取扱いたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。
上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金組戻手数料とは別に振込みに応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業者のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 埼玉りそな銀行

RESONA

2019年10月1日現在

整理番号 8-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年2月26日	支出額	65,952 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃借料 R3. 3月分		

領収書等貼付欄 無所属県民会議東松山支部

③ 事務所賃借料 R3. 3月分

82,000円 + 440円 = 82,440円
(振込料)

82,440 × 80% = 65,952円

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため80%の按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████	*****
取扱店	お取引日	時刻
39806	03-02-26	09:33
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥82,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		IC認証 (優) (優) (優)
お振込明細またはご案内		電信

お受取人
ミツビツユー・イツ・エイ
ヒカクマツヤマ
普通 1048133
カイセト・ヤチンク 様
登録番号 0004
マツサカ ヨシヒロ様

電話番号 ██████████ 印紙税申告納
取扱番号 400292 付いた浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

整理番号 9-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年2月26日	支出額	8,888 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R3. 3月分		

領収書等貼付欄 **無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R3. 3月分 (事務所来客者用)

(11,000円+110円(振込料))×80%=8,888円
政務活動に使用する割合が80%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	████████	*****
取扱店	お取引日	時刻
39806	03-02-26	09:33
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥11,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		IC認証 (硬貨)
お振込明細またはご案内		電信
お受取人	サイトマリソナ	
	ヒカ ヲマツヤマ	
	普通 4502906	
	カ) サンアイトウサン様	
ご依頼人	登録番号 0003	
	マツサカ ヨツヒロ様	
	電話番号 ██████████	印紙税申告納付済み 税務署承認済
	取扱番号 260045	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

整理番号 10-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年2月26日	支出額	12,888 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R3. 3月分		

領収書等貼付欄 **無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R3. 3月分 (事務所員用)

8,000円×2台分=16,000円

(16,000円+110円(振込料))×80%=12,888円

政務活動に使用する割合が80%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████████	*****
取扱店	お取引日	時刻
39806	03-02-26	09:34
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥16,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円
お振込明細またはご案内		
登録番号 0007		
マツサカ ヨシヒロ様		
電話番号	██████████	印紙税申告納
取扱番号	260002	付いた浦和 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済しております。 →

額 3万円以上
(借主保管
用貼付)
200円紙

駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 埼玉県東松山市第3町3-4-1

名称 桜見駐車場 内第 [] 号

車種 プレートナンバー

賃料 壹ヶ月 金 8,000- 円也 (うち消費税 円也)

金 金 円也 (無利息の約定)

本証をもって預り証とする。 別紙預り証を発行する。

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 貸借の期間は平成30年1月1日より平成30年12月31日迄の向う1ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することもある。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めたる管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

[Redacted]

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

平成29年12月28日

貸主(甲) 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 電話 [Redacted]

借主(乙) 住所 東松山市正代1179 氏名 松坂喜造

仲介人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

取引主任者 氏名 [Redacted] 登録番号 [Redacted]

整理番号 240

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
----------------------------------	---

支出年月日	3年2月26日	支出額	65,394 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途 事務所賃借料.

領収書等貼付欄

03-02-26 送金	*72,660	
-------------	---------	--

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

③事務所賃借料 ⑤石川忠義
 $72,660 (\text{¥}72,000 \text{家賃} + \text{¥}660 \text{手数料}) \times 0.9 = 65,394$
 政務活動に使用可割合 9/10 あり

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書【更新】

貸主： [REDACTED] (以下「甲」という) と
 借主： 石川 忠義 (以下「乙」という) 及び
 連帯保証人： [REDACTED] (以下「丙」という) は、
 下記の物件 (以下「本物件」という) について下記の内容及び契約諸条項を取り決めて、
 建物賃貸借契約 (以下「本契約」という) を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	コパヤシビルB棟			2 階	201	号室
	所在地	(住居表示) 〒 346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目4-30					
		(登記簿)	家屋番号				
	種類	貸店舗・事務所(一部)		構造・階数	鉄骨造 2 階建		
	面積	39.68 m ²		間取	0		
	物件の所有者	住所	〒 [REDACTED]				
		氏名	[REDACTED]				
物件の管理者	住所	〒 346-0016 埼玉県久喜市久喜東2丁目4-1					
	氏名	株式会社フジハウジング					
	電話	0480-26-4568					

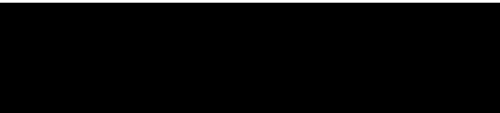
使用目的		事業					
借主	フリガナ	イシカワ タダヨシ			電話番号	[REDACTED]	
	氏名	石川 忠義			携帯電話	[REDACTED]	
	生年月日	1969年12月5日			性別	男性	
	勤務先名	埼玉県議会					
	勤務先Tel						
連帯保証人	フリガナ	[REDACTED]			電話番号	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]			携帯電話		
	性別	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]	続柄	[REDACTED]	
	勤務先名						
	勤務先Tel						
月額	家賃	72,000	円	消費税込	敷金	2 ヶ月分	144,000 円
	共益費	0	円		礼金		円
	駐車料	0	円		保証金		円
		0	円		駐車敷金		円
		0	円		駐車礼金		円
		0	円		駐車保証金		円
	月額合計	72,000	円	消費税込	敷引		円
更新料	新家賃の 1 ヶ月分		更新事務手数料	新家賃の 0.5 ヶ月分 + 消費税			
火災保険	日新火災海上保険株式会社		33,210 円				
保証金の償却	建物明渡時	円		16,930			
	契約更新時毎	円					
(補填は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)							
契約期間	始期	2018年5月21日		から	3 年 0 ヶ月		
	終期	2021年5月20日		迄の			
解約予告	解約の効力は、乙が解約の申し入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する						
家賃、管理・共益費等、及び駐車料等の支払方法並びに支払期限	金融機関	[REDACTED]		銀行	支店	[REDACTED] 支店	
	口座	[REDACTED]		口座番号	[REDACTED]		
	名義人	[REDACTED]					
	持参先						
支払期限	翌月分を毎月 末 日までに 振込						

整理番号 76

政務活動費支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交運費</p>
----------------------------------	---

支出年月日	、 3 年 2 月 27 日
支出額	57,800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $68,000 \times 0.85$)
使 途	事務所家賃
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

岡 重夫 

印

第4回更新 店舗賃貸借契約書

所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の 表 示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	壹ヶ月	[REDACTED]
	68,000円也	

貸主 [REDACTED] を甲として、借主 無所属県民会議白岡支部 岡 重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃貸料を以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2019年9月1日より2022年8月31日 迄向う3ヵ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまゝ使用するものとし、店舗又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。
1. 乙が前2ヶ条（第5条・第6条）の各規定に違反した場合。
 2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
 3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。

第9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還すること。

第10条 (特約条項)

- 家賃振込先: [REDACTED]
- 公共事業等により、万一立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
- 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
- ガスは乙側の業者とする。
- 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
- 更新時には、新家賃の1/2ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各巻通宛を所持する。

2019年7月17日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所

白岡市小久喜1203-1

氏名

無所属市民会議白岡支部

岡重夫 [REDACTED]

印

連帯保証人 住所

氏名

[Signature]

印

仲介人 住所

〒319-0217 埼玉県白岡市小久喜1195-1

有限会社 田口住宅

氏名

代表取締役 吉岡由隆

TEL0480-92-7788 FAX0480-93-1355 [REDACTED]

取引主任者 登録番号

[REDACTED]

整理番号	215-1
------	-------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	2021年 2月28日	支出額	12,750 円
使 途	2021/2/分駐車料金 [15,000×85%=12,750] 株式会社 東急コミュニティー		

領収書等貼付欄

別紙参照

政務活動車両用
 ・自宅マンションに自家用車両と政務活動車両の2台分、駐車場を借りています。
 (区分所有者でないと、マンション駐車場を借りられないため、契約者は実父、
 [Redacted] にあてています)

⑤ 金野桃子

2021年3月17日

領収書No. 43842021030003



(管理受託業務)
株式会社 東急コミュニティー
〒158-8509
東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
世田谷アタタワー

金野 桃子 様

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
川口センタービル2階

株式会社 東急コミュニティー
第一事業部(マンション)
北関東支店 営業チーム B

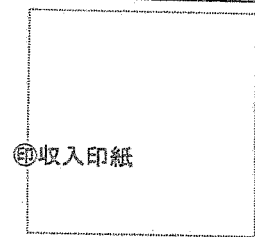
領 収 書

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
下記のとおり領収いたしましたのでご確認お願いいたします。

金額		¥15,000- (内、消費税等額 ¥0)					
入金日	号室	該当年月	項目名	摘要	本体金額(円)	消費税等額(円)	税込金額(円)
2021/02/28	0108	2021/03	駐車場使用料		15,000	0	15,000
合 計					15,000	0	15,000
住 所		埼玉県川口市本町四丁目1番8号 川口センタービル2階					
お問合せ先		担当部署 第一事業部(マンション) 北関東支店 営業チーム B TEL 0120-011-109 担当者					
備 考							

【注意】
下記の場合は無効です。

- ・金額訂正又は改ざんしたもの
- ・収納した小切手等が不渡の場合
- ・手書きによるもの
- ・社印のないもの



2021年3月15日

領収書No. 43842021030001



(管理業務) 株式会社 東急コミュニティー
 〒158-8500 東京都世田谷区戸田10番1号
 世田谷センタービル2階

命野 様

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
 川口センタービル2階

株式会社 東急コミュニティー
 第一事業部(マンション)
 北関東支店 営業チームB

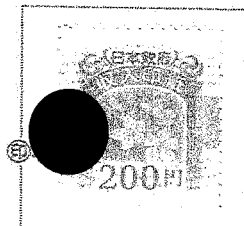
領 収 書

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
 下記のとおり領収いたしましたのでご確認お願いいたします。

金額	¥150,000- (内、消費税等額 ¥0)					
入金日	号室	該当年月	項目名	本体金額(円)	消費税等額(円)	税込金額(円)
サーパス戸田公園						
2020/04/27	0108	2020/05	駐車場使用料	15,000	0	15,000
2020/05/27	0108	2020/06	駐車場使用料	15,000	0	15,000
2020/06/29	0108	2020/07	駐車場使用料	15,000	0	15,000
2020/07/27	0108	2020/08	駐車場使用料	15,000	0	15,000
2020/08/27	0108	2020/09	駐車場使用料	15,000	0	15,000
2020/09/28	0108	2020/10	駐車場使用料	15,000	0	15,000
2020/10/27	0108	2020/11	駐車場使用料	15,000	0	15,000
2020/11/27	0108	2020/12	駐車場使用料	15,000	0	15,000
2020/12/28	0108	2021/01	駐車場使用料	15,000	0	15,000
2021/01/27	0108	2021/02	駐車場使用料	15,000	0	15,000
合 計				150,000	0	150,000
住所		埼玉県川口市本町四丁目1番8号 川口センタービル2階				
お問合せ先		担当部署 第一事業部(マンション) 北関東支店 営業チームB TEL 0120-011-109 担当者				
備 考						

【注意】
 下記の場合は無効です。

- ・金額訂正又は改ざんしたもの
- ・収納した小切手等が不渡の場合
- ・手書きによるもの
- ・社印のないもの



自動車駐車契約書

〔以下「甲」という。〕とサーパス戸田公園管理組合（以下「乙」という。）とは、サーパス戸田公園敷地内駐車場内に甲の指定する自動車（以下「登録自動車」という。）を駐車するためサーパス戸田公園駐車場運営細則（以下「運営細則」という。）に則り次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（登録自動車並びに駐車区画）

甲が駐車する登録自動車並びに駐車区画は次のとおりとする。

車名 トヨタカローラスポーツ
 車両登録番号 [REDACTED]
 車両所有者名 桃子
 車両使用者名 桃子
 駐車区画 [REDACTED]

また、登録自動車は、別途定めた規格に適合したもののみとし、甲は、それを証する書類を、契約締結時に乙に提示するものとする。登録自動車変更時も同様とする。

2. 甲は、登録自動車を変更しようとする場合は、事前に乙にその旨を申し入れ、乙の承認を得なければならない。車体検査、修理等のため一時他の車を駐車させる場合も同様とする。
3. 登録自動車の駐車について乙が甲に駐車区画を指定した場合、甲はその区画以外の場所には駐車してはならない。
4. 登録自動車については、申込制限内（全長・全幅・全高・総重量）で甲が使用する区画に収容可能なものとする。

第2条（契約の期間）

契約期間 2020年2月10日から2020年8月31日までとする。ただし、乙が期間満了の1カ月前までに甲に対して更新拒絶の通知をしない場合は、更に1カ年間同一条件をもって契約は更新され、以後この例による。

第3条（駐車場使用料）

甲は、駐車場使用料として毎月下記のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 駐車場使用料 月額 15,000円
尚、契約期間が1カ月に満たない場合の駐車場使用料は日割計算とする。
- (2) 支払い期日 翌月分を当月27日まで
当日が休日に当たるときはその翌日までとする。
- (3) 支払い方法 管理費と一括払い

第4条（使用料の変更）

乙は、施設の改善又は一般物価の変動等により使用料が不相当になったときは契約期間中といえども、サーパス戸田公園管理規約の手続きを経た後、駐車場使用料を変更することができる。

第5条（甲の賠償義務）

甲又はその家族、使用人、運転手、同乗者、その他甲に関係する者が故意又は過失により、本駐車場若しくはその施設又は本駐車場に駐車中の他の自動車若しくはその付属品に損害を与えた時は、甲が自己の責任と負担において、その損害を相手方に対し賠償しなければならない。

1. 乙は、天災、地変、火災、水害（台風又は豪雨による浸水その他の損害を含む。）、窓壁その他乙の責に帰すべからざる事由により甲の自動車、その他の物品につき蒙った損害の責めを負わないものとする。管理者（建物の区分所有等に関する法律第25条に定める管理者をいう。）についても、同様とする。
2. 甲は、前項に掲げる事由により自動車に損害を受けるおそれがあるときは、その責任と負担において自動車を安全な場所へ移動させる等の措置を講じるものとする。

第7条 (権利処分の禁止)

契約者は理由の如何を問わず本駐車場を第三者に使用させ（但し、管理規約第15条第4項の場合を除く。）又は本駐車場を使用する権利を第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

2. 運営細則第4条に基づく使用希望者は、その登録順位を第三者に譲渡する等の処分を一切してはならない。

第8条 (禁止行為)

甲は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 本契約の目的以外に本駐車場を利用すること。
- (2) カーポート、その他の構築物を設置すること。
- (3) 本駐車場に引火物、その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 本駐車場に車の修理工具、スペアタイヤ、ガソリン缶等の物品を置くこと。
- (5) 運営細則第13条に定めた遵守事項を、忠実に実行すること。

第9条 (解約)

本契約期間中といえども、甲又は乙は書面による1ヵ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。ただし、甲はこの予告期間にかえ、1ヵ月分の駐車場使用料相当額を乙に支払い、即時解約することができるものとする。

第10条 (使用権の消滅)

甲が下記各号の一に該当する場合は、乙は甲に対して何等の通知催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 駐車場使用料を所定どおり支払わなかったとき。
- (2) その他本契約の各条項に違反したとき。

第11条 (契約の終了)

契約の解除又は解約により契約が終了した場合は、甲は無条件にて車両を直ちに駐車場外に搬出し、乙より貸与された操作鍵を速やかに乙に返却しなければならない。

第12条 (定めなき事項)

本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議の上処理するものとする。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通宛保有する。

2020年2月8日

甲 (借主)

サーパス戸田公園 考室

乙 (貸主)

サーパス戸田公園 管理組合

理事長

[Redacted signature area]


整理番号	1
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年3月 / 日	支出額	5000×0.9 4500 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動用車両駐車場代金 (2月分)
-----	--------------------

領収書等貼付欄	無所属県民会議
店番 □座番号 [Redacted] 埼玉りそな銀行	無所属県民会議 白岡支部 様 普通預金通帳 [Redacted]
 RESONA	03-03-01 振替 *5,000 SMBC(カンリトウ)
[Redacted]	
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(用途が不明な記載)、④発行者、⑤印を記載すること。 ※ 按分した場合は、積算方式で記載すること。	

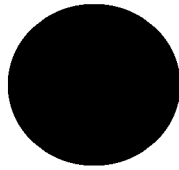
駐 車 契 約 書

パークシティ白岡全体管理規約（以下「規約」という。）第14条にもとづき、パークシティ白岡の区分所有者共同の利益のために管理者パークシティ白岡全体管理組合（以下「甲」という。）は 岡 重夫（以下「乙」という。）と後記表示駐車場棟（以下「駐車場」という。）の利用を目的とする駐車契約を締結する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲・乙署（記）名押印のうえ各1通を保有する。

2019年6月21日

甲 埼玉県白岡市小久喜675番地の1
パークシティ白岡全体管理組合
理事長



駐車場番号 ([redacted]) 番

乙 住所 埼玉県白岡市小久喜675-1
(A・B・C)棟 パークシティ白岡B306
706号室区分所有者
氏名 岡 重夫 印

サイズ (A ・ B ・ C ・ D ・ 軽)

車 名 トヨタ フォレスタ

車両登録番号 [redacted]

第 1 条 甲はその管理にかかる駐車場の上記指定位置に、乙の上記自動車を駐車させる。但し、指位置に駐車可能なサイズ（付属物等を含む）は、次の数字以下とする。

サイズ	車高 (mm)	車幅 (mm)	全長 (mm)
A	2,100	1,700	5,000
B	2,100	1,700	4,800
C	2,100	1,700	4,670
D	2,100	1,800	5,000
軽	2,100	1,700	4,200

第 2 条 前条の駐車料金（以下「駐車場使用料」という。）は自動車1台分月額金 5,000 円也とする。
 2. 乙は本契約締結と同時に前項の駐車場使用料は、パークシティ白岡棟別管理規約第68条に従い甲または甲の指定する者に支払うものとする。但し、1ヶ月未満の駐車場使用料は日割計算による
 3. 駐車場施設の改善、または租税公課の増徴、物価の騰貴等により第1項の駐車場使用料が不相当なときは、甲は契約期間中であっても乙に対して規約第53条にもとづき、駐車場使用料を改することができる。

第 3 条 乙は駐車場を乙の上記自動車の駐車のみで使用し、それ以外の用途に供しない。
 2. 乙は別に定めるパークシティ白岡全体使用細則ならびに甲の指示を誠実に遵守するものとする。
 第 4 条 乙は駐車に関する乙の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。
 2. 乙は、乙の所有する住宅部分を譲渡または貸与する相手方が同居する家族であるときは、規約第14条にもとづき駐車場を甲と新たに駐車契約することにより使用することができる。

3. 乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。
4. 前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する念書を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。

第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。

第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。

2. 乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。

第7条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。

第8条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたものに限り行う。

第9条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規約に定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の移動等必要な措置を請求することができる。

2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。

第10条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。

- (1) 規約14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき
- (3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき
- (4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき
- (5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき
- (6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にかかわらず支払期日を守らないとき
- (7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき
- (8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき

2. 前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。

3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに依らず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。

4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。

第11条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。

2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。

第12条 本契約期間は、~~令和~~ 年 月 日から 2020年12月31日までとする。

2. 本契約期間中であって、~~令和~~ 年 月 日以前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。この解約の効力発生日は、甲からの申し出による時は2ヵ月経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。

3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

第13条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

整理番号	170
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	令和3年3月1日	支出額	85,318 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所賃料 (令和3年2月分)		

領収書等貼付欄

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

支払先 (株)谷澤総合コンサルタント
 口座名義 八子朋弘
 94,798 × 0,9 = 85,318

政務活動に使用する割合が 90 %であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

普通預金(兼お借入明細)

7

年 月 日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	連月残高(円)
03-03-01	振替	*94,798	RKS(邦明ウナ)	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しがで
 きる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類によ
 り異なります。詳細は窓口にご照会ください。

名義人 7
 八子朋弘

整理番号	8
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年3月9日	支出額	1,320 × 0.85 1,122 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	マツ代金 (事務所)
-----	------------

領収書等貼付欄 無所属県民会議

DUSKIN
ダスキンの店

納品・領収書

無所属県民会議
白岡支部 様

次回お届け予定日 4月7日

No. 172807

ダスキンの店フランチャイズ店

ダスキン 武

〒349-0217 白岡市小久保
TEL 0480-92-0285 FAX 0480-92-0646

発行日 3年3月9日

商 品 名	納品数	単 価	金 額	回収数	今回残
マツ G	1		1,320		

4-3828

印 紙
5万円以上
貼 付

お買上げ額

内消費税額

領収額
1,320 円

担当者

上記正に領収致しました。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	214
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2021年3月10日	支出額	100,899 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	3月分賃料		

領収書等貼付欄

- ③3月分事務所賃料+手数料110円
- ⑤並木まさとし県政事務所

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

※ 領収書は重
※ 領収書を貼
(別紙には

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	██████████	██████████	*****
取扱店	お取引日	時刻	
10402	03-03-10	09:23	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥112,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		優待認証	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内		電信
お受取人	サイタマリツナ コウノス 普通 1441166 1)アオキハイツ様 登録番号 0002	
ご依頼人	ナミキ マサトツ様	
電話番号	██████████	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
取扱番号	100002	

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

112,110 × 0.9 = 100,899
政務活動に使用する割合が9/10であるため

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という)と借主 並木 正年
 (以下「乙」という)と連帯保証人 XXXXXXXXXX (以下「丙」という)とは、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	青木ハイツ店舗		階 B		
	所 在 地	(登記簿) 鴻巣市本町三丁目2355番地8				
		(住居表示) 鴻巣市本町三丁目2番19号				
	種 類	店舗	家屋番号	2355番8		
	構 造	鉄骨造 / 地下0階付 2階建				
	面 積	専有	49.68 m ² (約 15.02坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)	
		バルコニー	m ² (約 坪)			
物件の所有者	(住所)	XXXXXXXXXX				
	(氏名)	XXXXXXXXXX				
(2) 賃借条件	使用目的	店舗 事務所				
	賃 料	月額 108,000 円(うち消費税 8,000 円)	敷 金 (更新時積み増し金)	(賃料の 1ヵ月分) (金額) 100,000 円		
	管 理 費	月額 0 円(うち消費税 0 円)		(金額) 円		
	共 益 費	月額 0 円(うち消費税 0 円)				
	駐 車 料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼 金			
	付属施設料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権 利 金			
	水 道 料	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	更 新 料	新賃料の 0.5ヵ月分		
	保 險 料	総額 17,000 円(うち消費税 円)		新賃料の 0.5ヵ月分 (別途消費税)		
	保 証 金	0 円 (3.3㎡当たり) 預かり済み	更 新 手 数 料	新賃料の 0.5ヵ月分 (別途消費税)		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		保 証 料	円	
	保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円) (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)		
		契約期間 平成31年05月18日 から 平成33年05月17日迄の 2年 0ヵ月 0日間				
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から ヵ月の経過をもって発生する。				
	賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)			
振込先		XXXXXXXXXX			振込金額合計 (振込料は乙の負担とする) 110,000 円	
口座名義人		XXXXXXXXXX			(税金改定まで)	
翌月分を毎月 末 日迄に貸主指定口座へ振込。(賃料前払い)						

整理番号 16

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日 R3年3月15日	支出額 90,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載	

使 途 政務活動事務所 賃料 3月分

領収書等貼付欄

政務活動費 9割負担

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
030315	0020268	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
0026	0005	*****
*****		お取引金額
*****		¥100,000*
*****		*****
お取扱 できない場合	残高	***
時刻0.33税引手数料440*おつり		

お振込先・お受取人・ご依頼人
オカムラ ヱリコ様

三菱UFJ銀行

政務活動事務所
賃料 3月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と 岡村 ゆり子 以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	Weアオキビル 2階		
	所 在 地	(住居表示) 川口市青木2-9-26		
		(登記簿) 川口市青木二丁目146番地6、146番地5		
	構 造	鉄骨造/陸屋根/3階建の2階部分		
	種 類	事務所倉庫	新築年月	平成20年1月
面 積	63.74㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和1年 11月 1日 から 令和4年 10月 31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年 11月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 100,000円	敷 金	200,000円	家 財 保 険 料	借主で加入
礼 金	100,000円	仲介 手 数 料	110,000円(税込)		
その他の条件		振込手数料は借主負担です			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号 S239-1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 3 年 3 月 16 日
支出額	67,500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 75,000円×90%)
使 途	事務所賃借代(4 月分)
支 出 先	(株)コスモ

上記のとおり支出しました。

支出者名 鈴木 正 人



S-239-3

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	■■■■■
	(自宅) TEL	■■■■■
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	■■■■■

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	■■■■■
	住所	■■■■■

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ	
所在地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。
 明け渡し時には中には何もない状態で引き渡すものとする。
 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。
 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。

S-239-4

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048 (480) 3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座3-4-41 048-480-3500	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	S	240	
------	---	-----	--

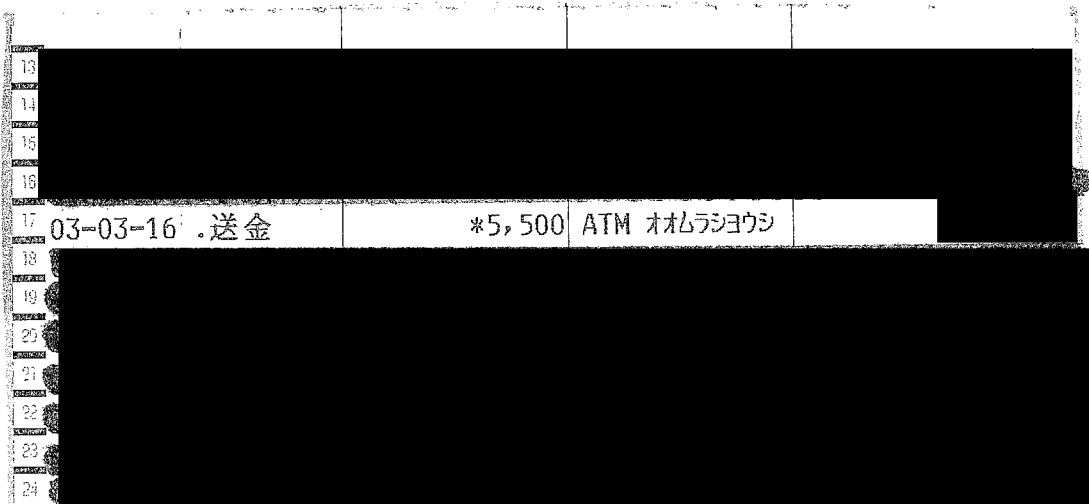
鈴木正人事務所No. 266

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する項目の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 3 年 3 月 16 日	支出額	4,950 円
		按分率	5,500 円 × 90%
使 途	7 ※項目番号	産業廃棄物処理代(2月分)	

領収書等貼付欄 ③ 産業廃棄物処理代 ⑤ 鈴木正人



○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

印鑑欄に印鑑を貼付
帳へ添付しました。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※ 按分した場合は、積算方法も余白に記入すること。

S-240-2

請求書

No. 1

お得意様コード: [REDACTED]

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

2021年 2月 28日



朝霞支社 埼玉県朝霞市下志木7-1-1
TEL 048-456-0022 FAX 048-456-0020
本社 埼玉県志木市中宗岡2-1-8-2
TEL 048-472-0328 FAX 048-487-1889
※ご請求に関するお問い合わせは朝霞支社まで

鈴木正人事務所 様

平素より、当社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。
下記の通りご請求申し上げます。

前払金	前入金	振込金	前払金	前入金
			¥5,500	¥5,500

【鈴木正人事務所】

廃棄物処理代2月分	1式	4,000	4,000	外	400
③段ボール収集運搬	1式	1,000	1,000	外	100

お振込先 (取引銀行)	武蔵野銀行	志木支店	当座預金	No.2000597
	三井住友銀行	新座志木支店	当座預金	No.4154731
	埼玉りそな銀行	志木支店	普通預金	No.619492

備考

このたび、弊社システムの変更に伴い、様式変更を行うことになりました。
※御入金額等をご確認されたい場合は、当社までご連絡下さるようお願い致します。

整理番号 S-243-1


政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和 3 年 3 月 16 日
支出額	<p>9,900 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 11,000円×90%)</p>
使 途	契約駐車場代(4 月分)
支 出 先	(株)恵久土地

上記のとおり支出しました。

支出者名 鈴木 正 人 

駐車場契約書

所在地 富士見市水谷東2-3248-1

名称 富士見市水谷東2-3248-1

番号 富士見市水谷東2-3248-1

賃料 1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)

敷金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和2年5月16日より令和3年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲が無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約すること出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車の場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

特約条項

振込先



上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。
2020年5月15日

貸主 (甲) 住所 埼玉県富士見市水谷東3-83-14
氏名 有限会社 恵久土地
代表取締役 市川 功久
電話



借主 (乙) 住所 埼玉県志木市中条岡1-1-2
氏名 鈴木 正人
電話 048-476-7525

仲介人 住所
氏名
電話

取引主任者 氏名
登録番号

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗		区画番号(東 7)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号				
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1				
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2)階建/全(2)戸				
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳		
面 積	約117㎡(登記面積		㎡)			
附 属 施 設						

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和1年6月24日 から 令和3年6月23日まで (2 年間)
目的物件の引渡し時期 令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)			
敷 金	90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)			
礼 金	30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税			
その他の条件	自治会費は借主負担。							
貸与する鍵	鍵 No.							
	本 数							
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで						
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込							
	<input type="checkbox"/> 持 参					持 参 先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落					委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)			
	(自 宅)TEL			
	(勤務先)TEL			(会社名・部署名) XXXXXXXXXX
	(携 帯)TEL			

整理番号	290
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日	3年 3月 24日	支出額	9,000円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	駐車場代 (4月分)		

領収書等貼付欄

③駐車場代 (4月分)

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

10,000 × 0.9 = 9,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	████████	████████	*****
取扱店	お取引日	時刻	
56541	03-03-24	14:48	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		(印) 認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

ご依頼人

4711カキヌマタカツ様

電話番号 048-554-1377

取扱番号 240001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍 2 丁目 144 番 1144 番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの 1 年間

頭書 (4) 賃料

10,000 円/2 台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]
[REDACTED]
貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志